

地方本部	整理番号
受付	平成 年 月 日

※地方本部において確認した受付日を記入して下さい。

## 廃業・退会・事務所廃止届

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長殿

私は、このたび下記の理由により〔廃業・退会・事務所廃止〕したのでお届けいたします。

なお、弁済業務保証金分担金の返還に際しては、貴協会入会金・会費等に関する規則第5条各項の規定に基づき、官報公告料、会費、退会等事務手続費用、並びに還付充当金等を控除した残額の返還を受けることに異議なく同意いたすとともに、免許権者への標記届出は平成 年 月 日に届出済みです。

### 記

(事由) 標題及び下記該当事項に○印を付し、届出事項を証する書面の写しを添付して下さい。

- 1 廃業 …… (1)死亡 (2)組織替 (3)業の廃止 (4)期間満了 (5)行政処分
- 2 退会 …… (1)退会(自主退会等) (2)他協会加入 (3)営業保証金供託 (4)その他
- 3 事務所廃止 …… (1)経営上の都合 (2)その他

平成 年 月 日

届出人 住所 〒

氏名

電話番号

㊞

(上記と異なる場合記入)

連絡先 住所 〒

氏名

電話番号

免許番号	大臣・ _____ 知事 ( ) 第 _____ 号		
免許有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
商号又は名称			
代表者氏名	生年月日 性別	年 月 日 (男・女)	
主たる事務所所在地			
事務所廃止 ( 従たる事務所廃止 の場合のみ記入 )			

地方本部確認	(地方本部名) 本部 (本部長名) ㊞
--------	---------------------

会員之証返還	地方本部 平成 年 月 日 地方本部長 ㊞
--------	-----------------------

(注意) 上記(事由)2退会(1)に該当する場合、次の書類の添付等が必要。

法人会員…法人の実印を押印し、当該法人の印鑑証明書

個人会員…個人の実印を押印し、当該個人の実印証明書

個人情報  
の取扱  
いにつ  
いて  
個人情  
報の取  
扱いは  
退会手  
続につ  
いて  
提供し  
たこと  
は取得  
した個  
人情報  
に  
あ  
り  
ま  
せ  
ん。  
ま  
た  
法  
令  
に  
つ  
い  
て  
は  
、  
本  
会  
の  
退  
会  
手  
続  
を  
遂  
行  
す  
る  
上  
で

地方本部	整理番号
受付	平成 年 月 日

※地方本部において確認した受付日を記入して下さい。

## 廃業・退会・事務所廃止届

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長殿

私は、このたび下記の理由により〔廃業・退会・事務所廃止〕したのでお届けいたします。

なお、弁済業務保証金分担金の返還に際しては、貴協会入会金・会費等に関する規則第5条各項の規定に基づき、官報公告料、会費、退会等事務手続費用、並びに還付充当金等を控除した残額の返還を受けることに異議なく同意いたすとともに、免許権者への標記届出は平成 年 月 日に届出済みです。

### 記

(事由) 標題及び下記該当事項に○印を付し、届出事項を証する書面の写しを添付して下さい。

- 1 廃業 …… (1)死亡 (2)組織替 (3)業の廃止 (4)期間満了 (5)行政処分
- 2 退会 …… (1)退会(自主退会等) (2)他協会加入 (3)営業保証金供託 (4)その他
- 3 事務所廃止 …… (1)経営上の都合 (2)その他

平成 年 月 日

届出人 住所 〒

氏名

電話番号

㊞

(上記と異なる場合記入)

連絡先 住所 〒

氏名

電話番号

免許番号	大臣・ _____ 知事 ( ) 第 _____ 号		
免許有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
商号又は名称			
代表者氏名	生年月日 性 別	年 月 日 (男・女)	
主たる事務所所在地			
事務所廃止 ( 従たる事務所廃止 の場合のみ記入 )			

地方本部確認	(地方本部名) 本部 (本部長名) ㊞
--------	---------------------

会員之証返還	地方本部 平成 年 月 日 地方本部長 ㊞
--------	-----------------------

(注意) 上記(事由)2退会(1)に該当する場合、次の書類の添付等が必要。

法人会員…法人の実印を押印し、当該法人の印鑑証明書

個人会員…個人の実印を押印し、当該個人の印鑑証明書

個人情報  
の取扱  
いにつ  
いて  
個人情  
報の取  
扱いは  
退会手  
続につ  
いて  
提供し  
ては  
ない  
こと  
を  
提  
供  
し  
た  
事  
に  
関  
し  
て  
は  
取  
得  
し  
た  
個  
人  
情  
報  
に  
つ  
い  
て  
は  
ま  
た  
法  
令  
に  
つ  
い  
て  
は  
、  
本  
会  
の  
退  
会  
手  
続  
を  
遂  
行  
す  
る  
上  
で  
、